

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## A characteristic of Shinto Culture Properties (a building)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 池谷, 浩一 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00002018">https://doi.org/10.57529/00002018</a>

# 神道関係文化財（建造物）の特色

池 谷 浩 一

## 要旨

我が国的重要文化財（国宝を含む）として指定されている建造物のうち近世以前の造営二、〇九〇件三、六九五棟中五六三件一、一六五棟が神社、八四七件一、一二〇棟が寺院であり、造営時期も神社では平安、寺院では飛鳥時代にまで遡る。また、この件数は同じく近世以前の建造物である城郭（五三一件二三五棟）、住宅（九四件一五〇棟）・民家（三四一件七六三棟）・その他（一九二件二六二棟）と比較しても圧倒的に多い。（平成二十二年六月二十九日現在）その多くが火災に脆い木材を主な素材としていたながら、時代を経て多くの神社・寺院が現存することは、日本建築文化の特色の一つであるといえよう。

なかでも、神社は日本の民族宗教である神道の中心施設であり、日本人が古来抱き続けてきた神々への「思い」が形として表れないと考えられる。ここから、本稿においては神社建造物、特に本殿に着目して以下の項目について考察を行うこととする。なお、考察対象の範囲は国・都道府県の指定及び登録文化財とする。

- ①指定文化財・登録文化財（建造物）について
- ②社殿形式について
- ③造営年代について
- ④地域的特色について

## キーワード

神社と寺院、建築様式、地域的差異、歴史的差異、共通点と相違点

## はじめに

周知の通り我が国の宗教文化は多神教の性格を有している。これはヤオヨロズ（八百万）とも称される神道の神々のみならず、仏教の仏をも異國の「神」として認識していることからも窺える。<sup>(2)</sup>

また、奈良時代に成立した『風土記』<sup>(3)</sup>には記紀に見られない諸国の神々の物語が記されている。さらに平安時代に成立した延喜式<sup>(4)</sup>には朝廷が祭祀すべき二二三二座の神々の名が記されているが、ここにも地方独特の神々の名が多くある。

では、具体的にそれはどのように現象しているのか。以下に考察を進める。

朝廷による地方の神々の祭祀は、地方の信仰が中央へと、また、中央の信仰が地方へと伝播していく構造を有する。<sup>(5)</sup>また、これは古代神祇制度に限つた現象ではなく、御師・修驗者・念仏行者等宗教家の布教活動、戦乱による中央貴族の地方への避難、交通網の発達、交易の隆盛、領主による積極的な中央文化の摂取、吉田家による神祇統制、名所図会の流行等、時代を経るにしたがって様々な契機によつて諸々の文化の相互交流が隆盛となつていった。右のような潮流により我が国の文化は全国的な普遍性と地方特有の独自性を同時に併せ持つという特徴を有する。

## 一 指定文化財・登録文化財（建造物）について

本稿においては神社建造物、特に本殿を考察の対象とするが、その範囲は国及び都道府県の指定・登録文化財である。したがって、その指定・登録の基準と対象について把握しておく必要がある。

現在、文化財保護法<sup>(2)</sup>によれば重要文化財として建造物は、

- ①意匠的に優秀なもの
  - ②技術的に優秀なもの
  - ③歴史的価値の高いもの
  - ④学術的価値の高いもの
  - ⑤流派的又は地方的特色において顯著なもの
- の一つに該当し、かつ各時代又は類型となるものを指定基準としている。

具体的には、神社、寺院、城郭、住宅、民家、その他の近世以前の建造物、宗教、住居、学校、文化施設、官公庁舎、商業・業務、産業・交通・土木、その他の近代の建造物等、近世及び近代以前の建造物を対象としている。なお、国宝は「重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化史的意義の特深いもの」<sup>(3)</sup>が指定される。

また、登録有形文化財<sup>(4)</sup>においては、原則として建設後五十年を経過したもので、  
①国土の歴史的景観に寄与しているもの  
②造形の規範となっているもの  
③再現することが容易でないもの

の一つに該当するものを基準としている。

具体的には、産業一次、産業二次、産業三次、交通、官公庁舎、学校、生活関連、文化福祉、住宅、宗教、治山治水、その他等の近代以降の建造物を対象としている。

右は国指定及び登録文化財の基準と対象例であるが、都道府県指定及び登録の文化財の場合もこれに準拠している。<sup>(5)</sup>

國學院大學伝統文化リサーチセンター「神社祭礼に見るモノと心」グループ（以下、本グループと称す）では、神道関係文化財のデータベース（以下、本データベースと称す）を作成している。本データベースの対象となる建造物は主に重要文化財では「神社」、登録文化財では「宗教」に属するものであるが、必ずしもこれに限らない。

神社関係の建造物では、本殿・幣殿・拝殿・手水舎・社務所・神輿庫・神饌所・鳥居等が想起されるが、これに加えて塔・楼門・隨身門・鐘樓等の神社所有の建造物、寺院の鎮守社や民家の邸内社もあり、多種多様である。即ち神社所有でも寺院に分類されるもの、寺院所有でも神社に分類されるもの、さらには神社や寺院以外に属するものも神道関係文化財として扱う場合がある。

例えば山形県・出羽三山神社の羽黒山五重塔や栃木県・二荒山神社の末社日枝神社本殿、新潟県・魚沼神社阿弥陀堂等は寺院として、秋田県・神明社観音堂、京都府・醍醐寺清滝宮本殿、奈良県・圓成寺宇賀神本殿、岡山県・妙本寺番神堂等は神社として重要文化財に指定されている。また、宮城県・門間簞笥店は国の登録文化財であり、郡内社の稻荷社も当該文化財の一部として「住宅」に分類されている。<sup>(6)</sup>しかし、寺院として認定されていても神社の所有であること、諸仏を祀る施設であっても神社として分類されているものであること、寺院所有や住宅の一部であっても神靈を祀る建造物であるのであること、寺院所有や住宅の一部であっても神靈を祀る建造物であることで本データベースの対象とする。

このように神道関係文化財の建造物は様々な分野に属している。

平成二十二年十一月現在、本グループでは神道関係文化財に関する情報の入力を終え、データの整理に着手しており、神社本殿に関する統計を行つた結果、国指定・登録文化財では六九八件、都道府県指定・登録文化財では六〇三件、合計一、三〇一件が対象となつた。

本稿では右の研究成果報告の一端として、神社本殿の社殿形式・造営年代・地域的特色について考察を行うものである。

なお、本稿では「神社」を

- 神道の信仰に基づいて神靈を祀るための建造物、もしくは施設
- 「本殿」を
- 神靈の常在するところ

と定義する。<sup>(1)</sup>但し、右でいう「ところ」とは建造物を意味するものとする。

## 二 社殿形式について

神社本殿の建築形式に関して本データベースの統計の結果、以下の形式及び棟数が文化財として指定・登録されていることが判明した。<sup>(2)</sup>形式名称は多種多様であるが、同系統に属するものは「○○造系」として一つにまとめた。<sup>(3)</sup>

形式	国	都道府県	合計
①流造系	三九二	三八二	七七四棟
②入母屋造系	一二六	八五	二一一棟
③春日造系	七〇	五三	一二三棟
④隅木入春日造系	三五	三二	六七棟
⑤春日入母屋造系	五	一	六棟
⑥切妻造系	三五	二七	六二棟
⑦神明造	二八	一五棟	九棟
⑧大社造系	一三	五	八棟
⑨寄棟造	一三	三	八棟
⑩宝形造	一	一	七棟
⑪住吉造系	一	一	四棟
⑫日吉造	一	一	一

⑬八幡造	二	一	三棟
⑭浅間造	一	二	三棟
⑮祇園造	一	○	一棟
合計	六九八	六〇三	一、三〇一棟

なお、右の本殿形式の分類は文化庁・都道府県庁・市町村役場のウェブページに記載されたものに基づく。

形式別棟数では流造系七七四棟、入母屋造系二一一棟、春日造系一二三棟で、全体の約八五%を占める。また、これらの建築形式の中で⑨寄棟造⑩宝形造は神社社殿としてあまり見られない。例えば、現在は神社であっても、寺院かつては寺院や修驗道施設であつたり、神社として指定されていても、寺院の靈屋であるもの等がこれに属する。<sup>(4)</sup>

旧仏堂や旧修驗道施設、さらには寺院の靈屋を「神社」のカテゴリに含めることについては、諸々問題があるが、我が国においては長らく神仏習合の歴史が続いたため、これを厳密に二分することは難しい。これは社殿や仏堂といつた建造物にも当てはまる。したがつて本稿では文化庁の国指定等文化財データベース<sup>(5)</sup>で神社に分類しているものは神社に分類、都道府県指定のものについてもこれに準じることとする。

神社と寺院の密接な関係については、神社境内にある神宮寺や鎮守堂、寺院境内にある鎮守社等はその好例であろう。加えて、神社社殿の建築様式は必ずしも寺院施設に皆無ではなく、右に示した統計にあるように、本殿の形式として二番目の棟数である入母屋造の建物は寺院建築においても多く存在する。<sup>(6)</sup>

なお、神社と寺院の顕著な相違点として「神を祀る」と「仏を祀る」が挙げられるが、これは祭祀対象の違いであつて建築形式の違いではない。したがつて神社社殿を「カタチ」の上から明確に分類し、神社社殿にはどのような「カタチ」が存するのかを把握、他の建造物と建築形式を比較検討で

きる統一された分類が必要となつてくる。

では、神社建造物はどのように分類されているのであろうか。

文化庁の国指定等文化財データベースによる分類では

## ①屋根の形状

### ②社殿の構造

という複数の基準が存している。<sup>(18)</sup>

例えば、流・入母屋・切妻・春日・寄棟・宝形等は屋根の形状、神明・大社・日吉・住吉・八幡・浅間・祇園等は社殿構造による分類である。即ち「神社社殿」という一つのカテゴリに対し複数の分類基準が適用されているのだ。具体的には、神明造、大社造、住吉造は平入と妻入の違いはあるが、屋根形状はともに切妻であり、加えてこの他にも切妻造という形式が独立して設定されている。<sup>(19)</sup>

さらに、右の文化庁による分類の他にも平野造・熊野造・美保造・吉備津造・香椎造等の社殿形式を表現する呼称もあり、より複雑な状況にある。<sup>(20)</sup>

したがって、神社社殿の形式分類に不明確な部分を生じており、故に統一した基準による分類法が求められる。

例えば、三浦正幸氏によつて提唱された、

○切妻造 神明造・その他の切妻造（天皇神社など）

○切妻造妻入 大社造・住吉造・大鳥造・その他の切妻造妻入

○入母屋造 祇園造・その他の入母屋造（御上神社・聖神社・備後吉備津神社・土佐神社・霧島神宮など）

○入母屋造妻入 中山造・その他の入母屋妻入（貫前神社など）

○流逝 流造（宗像大社と太宰府天満宮を除く）

○春日造 春日造

○隅木入春日造 皇子造（熊野造）・その他の隅木入春日造

○両流造 両流造・流造（宗像大社辺津宮・太宰府天満宮など）

○比翼入母屋造 吉備津造

○比翼春日造 比翼春日造（平野神社など）

○比翼切妻造 八幡造

○比翼切妻造妻入 美保造（比翼大社造）

の社殿形状の分類例がある。<sup>(21)</sup> 当該分類法では社殿の形式を

## ①屋根の形状

### ②平入か妻入

### ③社殿の構造

の複数の基準を体系的に構成している。

無論、神社建築において神の座す本殿がそこに祀られる神を象徴する<sup>22)</sup>建築形式がその神を象徴するため、その神社固有の社殿形式が維持されてきたのであり、「何々造」といった固有の呼称が重要であることも事実である。<sup>(23)</sup>

しかし、神の象徴としての社殿の分類と建築形式の分類とは分けて考えなくてはならない。<sup>(24)</sup> むしろ統一された基準で分類を行うことにより、当該神社

が有する歴史的・文化的特色がより明瞭に浮かび上がるのではないか。<sup>(25)</sup>

神社建造物が日本文化においてどのよう位置にあるのか、他の建造物との影響関係は如何なるものか。このような課題に関して、建築・宗教・思想等の様々な視点から神社社殿は重要な研究素材となりうる。故により的確な比較検討がなされなくてはならない。

さらに、建造物は先に記したように、意匠的・技術的・歴史的・学術的・流派的・地方的特色等の視点において優秀・高い価値・顕著であるものが文化財指定の対象となる。何に主眼をおくのかはそれぞれであるが、共通することは、まずモノがあつて、そのカタチが前述の視点から如何なるものであるかが焦点となることである。そして後世に伝えるべきであると判断されたモノが文化財として指定される。それは、いくつもの世代を越えて今日に至つたモノであり、現在に生きる我々は先祖が護り伝えてきたモノを受け継ぎ後世へ遺す義務を持つ。そのためには、より正確で豊富な情報を蓄積しなくてはならない。

この観点からも、神社建造物の統一された形式表記の設定が重要な課題であると考える。

### 三 造営年代について

神社本殿の造営年代に関して本データベースの統計を行った結果、以下の時代に造営された本殿が文化財として指定・登録されていることが判明した。<sup>(25)</sup>しかし、ここで留意しなくてはならないのは、造営年代の判断を下すことは容易ではなく、正確な年代を特定することも困難だということである。<sup>(26)</sup>ところで、統計により判明した数値には特徴が表れており、本殿造営の背景にある歴史的要因や時代背景を考察する上で重要な要素と成りうる。

時代	国	都道府県	合計
①飛鳥時代	○	○	○棟
②奈良時代	○	○	○棟
③平安時代	一	○	一棟
④鎌倉時代	二八	一	二九棟
⑤室町時代	二三七	七一	三〇八棟
⑥桃山時代	一二三	六八	一八一棟
⑦江戸時代	二五〇	四五三	七〇三棟
⑧明治時代	三〇	七	三七棟
⑨大正時代	二〇	○	二〇棟
⑩昭和時代	一九	三	二二棟
合計	六九八	六〇三	一、三〇一棟

重要文化財（国宝を含む）指定の建造物のうち神社の棟数は  
①平安時代 四棟  
②鎌倉時代 四六棟  
③室町時代 三〇六棟  
④桃山時代 一五七棟  
⑤江戸時代 六五一棟  
⑥明治時代 一棟  
合計 一、一六五棟

古代では平安時代に造営された宇治上神社本殿が現存する最古であり、飛鳥・奈良両時代のものは現存しない。<sup>(27)</sup>中世に入り、寺院建築は大仏様・禅宗様等の新たな様式を発展させた。これに対し神社建築は、基本的には前代の形式の継承と伝播が行われたのであるが、<sup>(28)</sup>造営技術水準の向上が特徴であり、鎌倉時代、特に後期に著しく、以降室町時代末までに造営された多くの社殿が多く現存する。<sup>(29)</sup>故にこの時代の神社本殿が多く国及び都道府県の文化財として指定・登録されていることもこれを示している。

例えば、中世から近世にかけて特徴的なのは室町（三〇八棟）・桃山（一八一棟）・江戸（七〇三棟）の各時代であり、この三つの時代に全体の約九二%が属する。また、国指定・登録文化財の神社本殿は室町（二三七棟）・桃山（一一三棟）・江戸（二五〇棟）で、国管轄合計六九八棟の約八六%にあたり、この時代が神社建築史上いかに重要な時代であるかを物語る。

時代背景として、中世末期より続いた戦乱は多くの社寺を荒廃させた。戦火による焼失、顯在的理由による疲弊、建築技術も途絶えがちであった。<sup>(30)</sup>

右に提示した造営年代の分類は、文化庁・都道府県庁・市町村役場のウエブページに記載されたものに基づく。<sup>(27)</sup>ちなみに平成二十二年六月二十九日現在、

れる。諸国の大名は再び戦乱の起きないよう領國統治に力を注いだ。そのため最も重要なことは世情を安定させ、新しい領主が正統な統治者であることを領国民に認識させることにあつた。具体的な施策としては、領国民の精神的支柱である神社や寺院の保護者となることであり、由緒ある社寺の復興は欠かせないものであつた。即ち、その領国の伝統を継承することが統治者としての必要不可欠な要素なのである。

このような潮流は乱世の一応の統一が達成された慶長年間（一五九六）<sup>(35)</sup>と徳川幕府の基礎が固まつた後の寛永年間（一六二四～四四）<sup>(36)</sup>の二時期があり、全体としては寛文年間（一六六一～一六七三）頃には大きな動きを終えたとされる。<sup>(37)</sup>なお、近世大名による神社造営の具体例として、仙台藩による鹽竈神社の造営を掲げることができる。

伊達政宗を藩祖とする仙台藩には奥州一宮の鹽竈神社が鎮座する。<sup>(38)</sup>当社はもと左宮・右宮の二つの本殿であつたが、寛文三（一六六三）年竣工の造営において社殿が所謂権現造として一つの本殿となつた。しかし、祭祀は從来通り左宮・右宮への祭祀として執行された。また、當時、鹽竈神社の祭神は明確ではなく、様々な説が横行、これを憂いた四代藩主伊達綱村は命を下して『鹽竈社縁起』を制作、元禄六（一六九三）年、鹽竈神社に奉納した。その後、同縁起にしたがつて社殿が造替され、現在の建築形式となつた。

注目すべきは『鹽竈社縁起』である。本縁起は伊達家による陸奥国統治の正統性の主張、近世大名の領國統治の姿勢の一端を窺える。

○まず、鹽竈神社を陸奥国一宮・正一位と記し、同社が陸奥国の最も重要な神社であり、古代からの国家体制の中に位置付けている。次に、鎮座地を「国府の艮」とし、古代大和朝廷の陸奥国統治の要である国府（日本の正統な統治機構）の守護神であること示している。

○從来定まらなかつた祭神を左宮は鹿島神宮・武甕槌神、右宮は香取神宮・経津主神とした。両神は中津国平定の功神、藤原氏の氏神であることから、祭祀を司る者として奥州藤原氏の末裔である伊達氏の正統性を示し、鹽竈六

所明神とされていた從来の祭神を異名同神として別宮に祀ることにより古來の伝統を継承していることを提示。

○鎮座の由来を国土平定の神話に置き、例祭を常陸国鹿島神宮の異國帰伏と同意義として、現体制の後世への永続、祭祀の目的の明確化を表現。

○伊達綱村は、自身を「陸奥守藤綱村朝臣」と表記して同縁起を鹽竈神社に奉納した。これは、陸奥国統治の任の淵源を幕府ではなく朝廷に置き、伊達氏を古代國家の担い手であり陸奥国經營の中心氏族である藤原氏<sup>(39)</sup>の系譜に連なるとしており、陸奥国統治の正統な繼承者（国家体制、国府守護神の祭祀）であることを意味している。<sup>(40)</sup>

仙台藩伊達家の領國統治の要の一つが鹽竈神社経営であり、その基本原則を『鹽竈社縁起』に置き、陸奥国統治の淵源を神話と朝廷に置く。即ち、伊達家の陸奥国統治は神代に遡り、日本唯一の正統な統治機構である朝廷に任せられているとする。故に当代風の権現造の社殿が竣工してから僅か四一年後の宝永元（一七〇四）年には古来の祭祀を継承（統治を継承）する象徴として社殿の造替を行つたのである。

右は多くの近世大名が行つた施策のほんの一例であるが、領國統治の要として伝統文化の継承—神社造営—を考える上で重要である。

#### 四 地域的特色について

建造物における地域的特色には大きく分けて二種類ある。一つは社殿形式、もう一つは造営年代である。

本データベースでは全国を①北海道・東北②関東③中部④近畿⑤中国・四国⑥九州・沖縄のブロックに分割して神社本殿の建築形式と造営年代の統計を行つた。<sup>(41)</sup>

まず、建築形式の統計を地区別に表記した一覧表を掲げる。<sup>(42)</sup>（表1・2）

流造・入母屋造・春日造の各系統は統計上の上位三形式であるが、そのほ

とんどが近畿地区に集中している。ここから、本稿においては近畿地区に注目して考察を進める。

流造系統は七七四棟中三六八棟（約四八%）が存し、全国的に最も多い社殿形式がこの近畿地区に集中している。

入母屋造系統は二一一棟中四八棟（約二三%）が存しているが、ほぼ全国的に分布している。

春日造系統は一二三棟中一一七棟（約九五%）が集中しており、なかでも奈良県に四六棟、和歌山県に二三棟、京都府に二一棟と当該形式の集中的な分布（約七三%）を示している。（表3・4）

この他、大社造系統は一〇棟中一〇棟が島根県に、住吉造形式は七棟中五棟が兵庫県に三棟と大阪府に二棟が存するという結果が得られた。<sup>(45)</sup>

このように、本殿の建築形式は全国に普遍的なものと地方に特有なものがある。何故にこのような現象が生じたのか。その要因や経緯は様々であろうが、共通して言えることは、そこには我々の先祖が護り受け継いで来た文化があるということである。<sup>(46)</sup>

例えば我々の先祖はどの様な造形（建築形式・装飾）が神聖であり莊嚴であると、自分達が奉じる神に相応しいと感得したのであろうか。

それは時代により地方により、時には政治的・経済的な理由によつて様々であろうが、確かにことは全国に共通する形式と地方特有の形式が共存していることであり、ここに普遍的価値と固有的価値を見出すことが出来るのではないだろうか。

これらの諸問題を「神社建築」という視点から紐解いていくことが研究課題の一つであると考える。

次に造営年代の地域的特色について考察する。

これも、先に全国単位での造営年代の統計を提示したが、表5・6はこれを地区別に表記したものである。

時代的には先に記した通り、室町・桃山・江戸の各時代が最も多く、地区

別には近畿地区が室町一七九棟・桃山九五棟・江戸三〇一棟の合計五七五棟で、当該時代の棟数一、一九二棟の約五〇%が集中している。<sup>(47)</sup>

先に全国的にこの時代に造営された社殿が数多く存する理由を

#### ○造営技術水準の向上

○大名の領国統治政策の一環

を掲げたが、近畿地区はこれらの要素が著しく現象したものと考えられる。

例えば、向上した造営技術は中央（京都）から地方（諸国）へと伝播・定着していくのだが、それは中央に近い地域ほど早く、遠方へと波及していく。無論、地方の領主による神社造営で中央から大工集団を召致することもあるので一概にすることは出来ない。しかし、技術向上の中心である京都に近い地域から順に新技術の伝播と定着がなされることも事実である。

加えて、近畿地区においては郷村制の発達も考慮しなくてはならない。特に近江国では著しいとされており、表7・8にあるように現存する室町時代造営の本殿が滋賀県に三四棟、三重県一・京都府三三・大阪府一八・兵庫県三七・奈良県三三・和歌山県二三棟となっている。<sup>(48)</sup>

さらに、桃山時代に造営された近畿地区の本殿は六〇棟が国の重要文化財に指定されている。この時代に属する天正・文禄年間は戦国時代がようやく終焉を迎え、織田信長の天下統一の霸業を豊臣秀吉が受け継ぎ完成させ、慶長年間は豊臣政権が崩壊し、徳川家康が幕府を開いて政権を安定させつつある時代である。

戦国時代は群雄割拠し諸国が大名により半ば独立国家の体をなしていたが、朝廷は京都にあり、これを奉じる者が天下統一の霸者となることができた。<sup>(49)</sup> 故に京都を中心とした近畿地区を己が版図とする必要があった。そして、領土の平穏や合戦の必勝祈願、人心の安定、勢力の誇示等のために、耐久年限の永い社殿の造営が営まれたのであろうことも重要な要素である。

そして、太平の世の到来とともに幕藩体制下の大名は領国の経営のためにさらに神社の造営が進められたことは先述の通りである。

故に近畿地区において、室町・桃山・江戸時代に造営された神社本殿が多く現存するものと考えられる。<sup>(5)</sup>

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
流造系	16	27	86	195	44	24	392
入母屋造系	20	13	20	31	27	15	126
春日造系	1	1	0	66	2	0	70
隅木入春日造系	2	2	8	21	2	0	35
春日入母屋造系	0	0	0	5	0	0	5
切妻造系	2	1	4	15	11	2	35
神明造	0	0	3	2	1	1	7
大社造系	0	0	0	0	6	0	6
寄棟造	2	0	1	0	0	0	3
宝形造	1	0	1	3	0	0	5
住吉造系	0	0	0	5	0	1	6
日吉造	0	0	0	4	0	0	4
八幡造	0	0	0	1	1	0	2
浅間造	0	0	1	0	0	0	1
祇園造	0	0	0	1	0	0	1
合計	44	44	124	349	94	43	698

表1 地区別社殿形式（国指定・登録）

	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
流造系	29	76	61	173	20	23	382
入母屋造系	11	19	10	17	17	11	85
春日造系	0	1	1	51	0	0	53
隅木入春日造系	4	2	2	21	3	0	32
春日入母屋造系	0	0	0	1	0	0	1
切妻造系	7	4	5	11	0	0	27
神明造	1	1	3	3	0	0	8
大社造系	0	0	0	0	4	0	4
寄棟造	1	0	1	1	0	1	4
宝形造	1	0	1	1	0	0	3
住吉造系	0	0	0	0	1	0	1
日吉造	0	0	0	0	0	0	0
八幡造	0	0	0	0	0	1	1
浅間造	0	2	0	0	0	0	2
祇園造	0	0	0	0	0	0	0
合計	54	105	84	279	45	36	603

表2 地区別社殿形式（都道府県指定・登録）

	三重	京都	大阪	滋賀	兵庫	奈良	和歌山	合計
流造系	3	52	26	48	34	17	15	195
入母屋造系	0	6	4	9	5	2	5	31
春日造系	1	7	9	2	1	28	18	66
隅木入春日造系	1	0	0	2	6	7	5	21
春日入母屋造系	0	0	3	0	0	0	2	5
切妻造系	0	2	1	3	1	1	7	15
神明造	0	0	1	1	0	0	0	2
大社造系	0	0	0	0	0	0	0	0
寄棟造	0	0	0	0	0	0	0	0
宝形造	0	1	0	0	0	0	2	3
住吉造	0	0	2	0	3	0	0	5
日吉造	0	1	0	3	0	0	0	4
八幡造	0	0	1	0	0	0	0	1
浅間造	0	0	0	0	0	0	0	0
祇園造	0	1	0	0	0	0	0	1
合計	5	70	47	68	50	55	54	349

表3 近畿地区社殿形式（国指定・登録）

	三重	京都	大阪	滋賀	兵庫	奈良	和歌山	合計
流造系	1	90	11	16	27	16	12	173
入母屋造系	2	4	1	2	6	1	1	17
春日造系	0	14	6	0	8	18	5	51
隅木入春日造系	6	2	0	0	3	3	7	21
春日入母屋造系	0	0	1	0	0	0	0	1
切妻造系	0	6	0	1	3	1	0	11
神明造	0	2	0	0	1	0	0	3
大社造系	0	0	0	0	0	0	0	0
寄棟造	0	0	0	0	0	0	1	1
宝形造	0	1	0	0	0	0	0	1
住吉造	0	0	0	0	0	0	0	0
日吉造	0	0	0	0	0	0	0	0
八幡造	0	0	0	0	0	0	0	0
浅間造	0	0	0	0	0	0	0	0
祇園造	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	9	119	19	19	48	39	26	279

表4 近畿地区社殿形式（都道府県指定・登録）

国	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
平安	0	0	0	1	0	0	1
鎌倉	0	1	1	24	2	0	28
室町	4	9	44	147	24	9	237
桃山	6	10	22	60	8	7	113
江戸	31	21	46	96	36	20	250
明治	1	0	4	8	15	2	30
大正	1	1	4	5	4	5	20
昭和	1	2	3	8	5	0	19
合計	44	44	124	349	94	43	698

表5 地区別造営時代（国指定・登録）

都道府県	北海道東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄	合計
平安	0	0	0	0	0	0	0
鎌倉	0	0	0	1	0	0	1
室町	7	10	14	32	5	3	71
桃山	3	13	13	35	2	2	68
江戸	43	81	57	205	37	30	453
明治	1	1	0	3	1	1	7
大正	0	0	0	0	0	0	0
昭和	0	0	0	3	0	0	3
合計	54	105	84	279	45	36	603

表6 地区別造営時代（都道府県指定・登録）

	三重県	京都府	大阪府	滋賀県	兵庫県	奈良県	和歌山県	合計
平安	0	1	0	0	0	0	0	1
鎌倉	0	4	1	11	1	6	1	24
室町	1	24	17	31	26	28	20	147
桃山	4	8	13	12	1	6	16	60
江戸	0	31	11	11	16	11	16	96
明治	0	1	1	2	3	0	1	8
大正	0	1	4	0	0	0	0	5
昭和	0	0	0	1	3	4	0	8
合計	5	70	47	68	50	55	54	349

表7 近畿地区造営時代（国指定・登録）

	三重県	京都府	大阪府	滋賀県	兵庫県	奈良県	和歌山県	合計
平安	0	0	0	0	0	0	0	0
鎌倉	0	0	0	1	0	0	0	1
室町	0	9	1	3	11	5	3	32
桃山	2	8	10	1	6	5	3	35
江戸	7	102	8	14	27	29	18	205
明治	0	0	0	0	1	0	2	3
大正	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和	0	0	0	0	3	0	0	3
合計	9	119	19	19	48	39	26	279

表8 近畿地区造営時代（都道府県指定・登録）

	山城	大和	河内	和泉	攝津	伊賀	伊勢	志摩	近江	丹波	丹後	但馬	播磨	紀伊	淡路	合計
流造系	42	17	9	12	17	3	0	0	48	7	4	5	16	15	0	195
入母屋造系	5	2	2	2	2	0	0	0	9	1	0	0	3	5	0	31
春日造系	7	28	2	5	3	1	0	0	2	0	0	0	0	18	0	66
隅木入春日造系	0	7	0	0	2	1	0	0	2	0	0	0	4	5	0	21
春日入母屋造系	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	5
切妻造系	1	1	0	0	1	0	0	0	3	1	0	0	1	7	0	15
神明造	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
大社造系	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄棟造	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宝形造	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3
住吉造	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	5
日吉造	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	4
八幡造	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
浅間造	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
祇園造	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	58	55	14	22	28	5	0	0	68	9	4	5	27	54	0	349

表9 近畿地区旧国別社殿形式（国指定・登録）

	山城	大和	河内	和泉	攝津	伊賀	伊勢	志摩	近江	丹波	丹後	但馬	播磨	紀伊	淡路	合計
流造系	30	16	3	4	14	0	1	0	16	47	16	3	8	12	3	173
入母屋造系	0	1	0	0	3	2	0	0	2	0	4	2	2	1	0	17
春日造系	14	18	4	2	3	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	51
隅木入春日造系	0	3	0	0	0	1	5	0	0	2	1	0	1	7	1	21
春日入母屋造系	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
切妻造系	1	1	0	0	2	0	0	0	1	5	0	1	0	0	0	11
神明造	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	3
大社造系	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄棟造	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
宝形造	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
住吉造	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日吉造	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八幡造	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浅間造	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
祇園造	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	45	39	7	7	22	3	6	0	19	55	23	7	16	26	4	279

表10 近畿地区旧国別社殿式（都道府県指定・登録）

	山城	大和	河内	和泉	攝津	伊賀	伊勢	志摩	近江	丹波	丹後	但馬	播磨	紀伊	淡路	合計
平安	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
鎌倉	2	6	0	1	0	0	0	0	11	2	0	0	1	1	0	24
室町	17	28	11	4	11	1	0	0	31	6	1	5	12	20	0	147
桃山	8	6	2	10	1	4	0	0	12	1	0	0	0	16	0	60
江戸	29	11	0	6	10	0	0	0	11	0	2	0	11	16	0	96
明治	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	3	1	0	8
大正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
昭和	0	4	1	1	5	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	12
合計	58	55	14	22	28	5	0	0	68	9	4	5	27	54	0	349

表11 近畿地区旧国別造営時代（国指定・登録）

	山城	大和	河内	和泉	攝津	伊賀	伊勢	志摩	近江	丹波	丹後	但馬	播磨	紀伊	淡路	合計
平安	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鎌倉	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
室町	3	5	0	0	6	0	0	0	3	7	0	1	3	3	1	32
桃山	8	5	2	6	5	1	1	0	1	0	0	0	1	3	2	35
江戸	34	29	5	1	11	2	5	0	14	48	23	5	9	18	1	205
明治	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	3
大正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭和	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	3
合計	45	39	7	7	22	3	6	0	19	55	23	7	16	26	4	279

表12 近畿地区旧国別造営時代（都道府県指定・登録）

	山城	大和	河内	和泉	攝津	伊賀	伊勢	志摩	近江	丹波	丹後	但馬	播磨	紀伊	淡路	合計
三重	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
京都	58	0	0	0	0	0	0	0	0	8	4	0	0	0	0	70
大阪	0	0	14	22	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	68	0	0	0	0	0	0	68
兵庫	0	0	0	0	17	0	0	0	0	1	0	5	27	0	0	50
奈良	0	55	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54	0	54
合計	58	55	14	22	28	5	0	0	68	9	4	5	27	54	0	349

表13 旧国別都道府県棟数（国指定・登録）

	山城	大和	河内	和泉	攝津	伊賀	伊勢	志摩	近江	丹波	丹後	但馬	播磨	紀伊	淡路	合計
三重	0	0	0	0	0	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	9
京都	45	0	0	0	0	0	0	0	0	51	23	0	0	0	0	119
大阪	0	0	7	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	19
兵庫	0	0	0	0	17	0	0	0	0	4	0	7	16	0	4	48
奈良	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	26
合計	45	39	7	7	22	3	6	0	19	55	23	7	16	26	4	279

表14 旧国別都道府県棟数（都道府県指定・登録）

近畿地区の社殿形式と造営時代の統計は表3・4と7・8に示した通りであるが、地域的特色を考える上で不可欠な要素がある。それは当該地区的旧国名による考察で、表9～14がその統計結果である。表のうち山城・大和・河内・和泉・摂津は畿内、伊賀・伊勢・志摩は東海道、近江は東山道、丹波・丹後・但馬は山陰道、播磨は山陽道、紀伊・淡路は南海道に属する。これを現在の都道府県と対応させると、

三重県 伊勢国、志摩国、伊賀国（東海道）

紀伊国牟婁郡（南海道）

※近世の牟婁郡の一部。近代の北牟婁郡・南牟婁郡。

京都府 山城国（畿内）

丹波国桑田・船井・何鹿・天田郡（山陰道）

滋賀県 近江国（東山道）

兵庫県 摂津国武庫・菟原・八部・川辺・有馬郡（畿内）

丹波国多紀・氷上郡（山陰道）

但馬国（山陰道）

播磨国（山陽道）

淡路国（南海道）

大阪府 河内国、和泉国（畿内）

摂津国西成・東成・住吉・能勢・島上・島下郡（畿内）

奈良県 大和国（畿内）

和歌山県 紀伊国名草・海部・那賀・伊都・在田・日高・牟婁郡（南海道）

となり、同一の府県に異なる旧国が混在している。<sup>(52)</sup>

例えば、京都府の合計は一八九棟だが、旧国で分類すると、山城一〇三・

丹波五九・丹後二七となる。<sup>(53)</sup> また、兵庫県の場合でも合計九八棟のうち摂津三四・丹波五・但馬一二・播磨四三・淡路四、大阪府では合計六六棟のうち

河内二一・和泉二九・摂津一六となっている。これに対し奈良県は大和、滋賀県は近江のそれぞれ一つの国が対応する。

この様に旧国単位の視点に立つと、現在の都道府県単位での分布と異なる状況が見えてくる。例えば、京都府と滋賀県では棟数の差が八七棟であるが、旧国では山城一〇三・近江八七であり、その差が一〇二から一六と大幅に小さくなる。また、春日造系の本殿が近畿地区に一一七棟あり、奈良県四六・和歌山県二三・京都府二一が上位三県となつており、これはそのまま大和・紀伊・山城の分布となつているが、京都府に属する丹波・丹後の両地域には春日造系本殿の分布は見られない。

さらに京都府管轄の本殿に注目すると、京都府全体では一一九棟であるが、旧国では山城四五・丹波五一・丹後二三となつている。

この数値は、旧丹波国に所在する京都府指定及び登録文化財が約四三%、丹後国を含めると約六二%を占めることを意味する。即ち、旧山城国に所在するその割合が約三八%であることを示しており、「京都府の神社」について調査・研究を進める場合に山城国・丹波国・丹後国という区分は必ず念頭におかなくてはならない要素であろう。

### おわりに

以上、本データベースの統計を基に考察を進めてきた結果、以下の特徴と課題が存することが抽出された。

- ①社殿形式が「屋根形式」と「社殿構造」の複数の基準で分類されている。<sup>(54)</sup>
- ②「神社」に属する建造物が多岐に亘る。<sup>(55)</sup>

- ③造営年代の特定には慎重を要する。<sup>(56)</sup>

- ④当該神社の造営年代の背景には歴史的因素が大きく影響している。

- ⑤建築形式で最多の形式は、流造・入母屋造・春日造である。

- ⑥造営年代で最多の時代は、室町・桃山・江戸の各時代である。

(7) 前記(5)(6)について全国で最多の地区は近畿地区である。

(8) 現在の都道府県には旧国が混在する場合がある。

右のうち、(1)(2)は分類基準の明確化、(3)(4)は個別事例の詳細な調査・研究、

(5)(6)(7)は社殿形式・造営年代・地域性の各面における統計上の特徴の解明、

(8)は現在の行政区分は近世以前の旧国が統合又は分割されたものであるため、

文化圏を考える上で慎重を要することを示している。

先にも述べたように、建築形式や造営年代には全国的に普遍的な面と地方に特有な面が存しており、これらを解明していくためには様々な視点からの分析が必須である。

例えば、一つの文化（本稿においては神社本殿）が成立するには政治・経済・信仰等を含めた歴史的・地理的な要素が背景として大きく影響する。

したがって、多角的な視点に立脚した詳細なデータの集積が求められるのであり、神社ごとの建築形式や造営年代の個別研究も重要な課題となつてくる。また、忘れてはならないのは、文化財とは長い年月をかけて我々の先祖が護り伝えてきたものだということである。

故に現在に伝わるモノを理解し後世へと遺すためには現代だけでは不充分であり、歴史的な視点が不可欠である。また、モノの分析を進める上で、統一された基準による分類は重要である。無論、その基準は多種多様であることが望ましいことは贅言を要しない。

なお、本稿では神社本殿をテーマに考察を進めてきたが、右に掲げた課題は建造物のみならず、その他の分野の文化財にも少なからず当てはまるものであり、特に分類基準の明確化と歴史的視点は重要である。

この他、近代以降の建造物については二七七件六六八棟中

宗教 二三件 二五棟

住居 七三件 二四八棟

学校 三八件 六五棟

文化施設 三〇件 三八棟

官公庁舎 二一件 二七棟

商業・業務 二一件 二七棟

産業・交通・土木 六六件 二二一棟

その他 五件 一七棟

が指定されている。（平成二十二年六月二十九日現在）

(2) 日本書紀卷十九、欽明天皇十三年冬十月の条。

(3) 和銅六（七一三）年に元明天皇の詔により撰進。諸国の地名の由来や產物・古

伝承を記した地誌。

(4) 延喜五（九〇五）年、醍醐天皇の勅、延長五年（九二七）撰進。律令の施行細則。

(5) 卷九及び十。宮中、京中、五畿七道を範囲とする。

(6) 年間祭祀や儀礼次第、神饌や供進物、諸々の有職故実など。

(7) 昭和二十五（一九五〇）年制定。以降、必要に応じて改正や追加がなされ、現

在は 伝承を記した地誌。

(8) 延喜五（九〇五）年、醍醐天皇の勅、延長五年（九二七）撰進。律令の施行細則。

(9) 平成八（一九九六）年制定。文化財の中でも近代に属するものは種類・数量ともに大量であり、従来の制度では機能を果たすことが困難となつてきため、対象物件の登録・現状変更の届出これに対する指導・助言・勧告等を基本とする制度を導入する必要が生じた。

(9) 但し、種々の相違もある。例えば、國の場合文化財保護法に基づくが、都道府県の場合は各自で定められた条例による。また、有形文化財、県重宝、県宝、保護文化財、県重要文化財等、様々な呼称がある。なお、都道府県の登録文化財は、京都府と兵庫県がこれを制定している。

(10) 文化庁ウエブページ 国指定文化財等データベース

[http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/yukei\\_kenzoubutu.html](http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/yukei_kenzoubutu.html)

註  
(1) 文化庁ウエブページ 文化財→種類→国宝・重要文化財（建造物）

[http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/yukei\\_kenzoubutu.html](http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shurui/yukei_kenzoubutu.html)

国宝・重要文化財（建造物）栃木県、新潟県、京都府、奈良県、岡山県

登録有形文化財（建造物）宮城県

(11)

『神道史大辞典』、吉川弘文館、二〇〇四年

この他、文化庁で「神社」に分類されたものについても対象とし、都道府県のものはこれに準じた。また、旧本殿についてもかつて神靈の常在した建造物であるとの観点から対象とした。

(12)  
(13)

文化庁及び各都道府県のウエブサイト、各種報告書により作成。

- ①流造系 流造・流見世棚造・両流造
- ②入母屋造系 入母屋造・入母屋見世棚造・前床付入母屋造、比翼入母屋造
- ③春日造系 春日造・春日見世棚造風、比翼春日造
- ④隅木入春日造系 隅木入春日造・隅木入春日見世棚風、
- ⑤春日入母屋造系 正面入母屋背面切妻造・正面入母屋背面切妻見世棚造
- ⑥切妻造系 切妻造・切妻見世棚造
- ⑦大社造系 大社造、比翼大社造
- ⑩住吉造系 住吉造・住吉造形式
- 等、社殿形式の表記をまとめた。

(14) また、この数値は平成二十二年十一月現在のものである。  
国指定のものを列举すると以下の通りである。

【寄棟造】

月山神社出羽神社湯殿山神社摂社月山出羽湯殿山三神社社殿（神社）

山形県西川町 旧日月寺本堂 平成二年指定

堂山王子神社本殿（寺院）

福島県田村市 旧觀音堂 大正六年指定

松亭神社本殿（神社）

新潟県十日市市 修驗道施設 昭和五三年指定

【宝形造】

圓通院靈屋（神社）

宮城県松島町 靈屋 昭和六〇年指定

西樂寺真田信重靈屋（神社）

長野県長野市 靈屋 昭和四六年指定

高台寺靈屋（神社）

京都府京都市 靈屋 明治三三年指定

金剛峯寺徳川家靈台家康靈屋

金剛峯寺徳川家靈台秀忠靈屋

和歌山県伊都郡高野町大字高野山 靈屋 大正一五年指定

都道府県指定では以下の通りである。なお、靈屋に関しては国指定に準じた。

【寄棟造】

嚴鬼山神社本殿

青森県弘前市 旧觀音堂 平成九年指定

鞍掛神社本殿

新潟県長岡市 もとは七堂伽藍 平成四年指定

皆神神社境内社熊野出速雄神社本殿

長野県長野市 修驗道建築の特色を有する 平成六年指定

長保寺紀州藩靈殿

和歌山県海南市 靈殿 昭和四五年指定

白木神社本殿

鹿児島県伊佐市 本殿 昭和二八年指定

南部利直靈屋 正寿寺

青森県弘前市 靈屋 昭和五二年指定

真田信弘靈屋

長國寺 長野県長野市 靈屋 昭和四一年指定

長野県長野市 靈屋 昭和四一年指定

生身天満宮秋葉社

京都府南丹市 本殿 平成一八年登録

前掲註 (10)

前掲註 (1)

(21) 等があるが、文化庁では( )内に記された屋根形式で分類している。  
三浦正幸「神社本殿の分類と起源」（国立歴史民俗博物館研究報告）  
ここに提示した分類は同書八九頁に記されたものの引用である。  
同稿において三浦氏は、規模形式を表記することと、神社本殿の起源や本質を考えるために分類することは別であることを認識すべきであると論じている。また、この他にも

- 浅間造 二重、流造
- 日吉造 入母屋造、背面縫破風
- 権現造 本殿部分のみ（入母屋造、流造）
- 隱岐造 切妻妻入、正面庇付
- 香椎造 入母屋造、両側面車寄付
- 等を提示している。さらに、神社本殿の多様性や沿革などを説明する手段として旧来用いられてきた「何々造」という表現も使用することは問題ないとしている。
- (22) 「古代の神社建築」[文化財講座 日本の建築1 古代I] 八八一九一頁 稲垣栄三
- (23) 前掲註(21)
- (24) 個性は普遍の中から生じるものであることは周知の事実である。
- (25) 時代区分について、本稿においては以下の設定をした。
- 飛鳥 (五九三) — 和銅二年 (七〇九)
- 奈良 和銅三年 (七一〇) — 延暦一二年 (七九三)
- 平安 延暦一三年 (七九四) — 元暦元年 (一一八四)
- 鎌倉 文治元年 (一一八五) — 正慶元年 (一一三三)
- 室町 正慶二年 (一一三三) — 元龜三年 (一五七二)
- 桃山 天正元年 (一五七三) — 慶長一九年 (一六一四)
- 江戸 元和元年 (一六一五) — 慶応三年 (一八六七)
- 明治 明治年間 (一八六八—一九一二)
- 大正 大正年間 (一九一二—一九二五)
- 昭和 昭和年間 (一九二六—一九八八)
- ※『国宝・重要文化財指定建造物目録』(一九九四年版)三頁を参考にした。
- 文書や棟札はあくまで目安であり、社殿そのものの詳細な調査が不可欠である。
- 建造物としては、寺院建造物で飛鳥時代に造営されたものが最古とされている。
- (26) 前掲註(1)
- (27) 本稿では飛鳥・奈良・平安を古代、鎌倉・室町を中心、桃山・江戸を近世の範疇として論を進める。
- (28) 京都府宇治市、五間社流造、昭和二七年指定、国宝。この他に同時代造営の神社建造物として、
- 鳥居、山形県山形市、石造明神鳥居、昭和二七年指定、重要文化財。
- (29) 八幡神社鳥居、石造明神鳥居、昭和二七年指定、重要文化財。
- (30) 三仏寺奥院（投入堂）、一間社流造、昭和二七年指定、国宝。
- (31) しかし、『日本書紀』天武天皇十(六八一)年正月十九日条に  
詔畿内及び諸国、修理天社地社神宮
- (32) 平安時代、中央（京都）の文化が地方に広がって行くのが一般的な傾向で、個性や特異性が見られず、平安様式という枠におさまっていた。
- ※「概説－平安時代の建築について－」[文化財講座 日本の建築2 古代II] 中世I】一一页 福山敏男
- (33) 鎌倉時代造営の本殿二九棟が国の重要文化財（含国宝五棟）に指定されている。
- (34) 「中世の神社建築」[文化財講座 日本の建築2 古代II・中世I] 一六九頁 伊原恵司
- (35) 「社寺靈廟建築」[文化財講座 日本の建築4 近世I] 三八頁 鈴木充
- (36) 前掲註(35) 四〇頁
- (37) 第2号 六三〇七四頁
- (38) 宮城県塙竈市 三間社流造 平成一四年指定 重要文化財
- (39) 鎮守府將軍の系譜、即ち陸奥国の正統な統治者であること。
- (40) 伊達家の統治。
- (41) 前掲註(37) 六九頁
- (42) 前掲註(37) 六八頁
- (43) 北海道・東北地区
- (44) 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- (45) 関東地区 栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- (46) 中部地区 新潟県、富山县、石川県、福井県、
- (47) 山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県
- (48) 近畿地区 三重県、京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山县
- (49) 中国・四国地区 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- (50) 九州・沖縄地区 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- (51) 以降に提示する棟数の数値は国と都道府県の指定及び登録文化財の合計である。
- (52) 現在、伝統文化リサーチセンター「神社祭礼に見るモノと心」グループによつて作成中の「神道関係文化財（西日本編）」のデータベースより抜粋。
- (53) 当該報告書は平成二十三年度に刊行を予定している。
- (54) 「後世に伝える」という思いが実行され続けたからこそ現存する。
- (55) 地区別の棟数でも国管轄三四九棟・都道府県管轄二七九棟、合計六二八棟で全体の約四八%になる。
- (56) 太田博太郎『日本建築史序説』一四九—一五〇頁に、明徳元(一三九〇)年造當の神田神社（滋賀県大津市、大正二年指定、重要文化財）の棟札の願主が「庄

屋老人」とあり、郷村制の発達により耐用年限の永い社殿が造営されるようになつたのではないかとある。

(49) 数値の上では兵庫県の棟数が滋賀県よりも多いが、滋賀県が近江一国であるのに対し、兵庫県は摂津・丹波・但馬・播磨・淡路国が混在しており、現行の行政単位だけでは一概に割り切ることはできない。

また、これらの数値が近江国のように郷村制の発達によるものか否かについて、より詳細なデータの集積と考察が必要である。

(50) 織田信長は右大臣、豊臣秀吉は関白、徳川家康以下歴代の征夷大將軍、全て朝廷の官職である。

(51) さらに詳細な個別事例の収集と検討を要する。

(52) 「角川日本地名大辞典別巻1 日本地名資料集成」六一七〇六三一頁を参考とした。なお、(一)は五畿七道による分類。

(53) 本殿所在地の旧国名は主に神社本庁制作『平成「祭」データ』による。以下同じ。

(54) 前述の通り、切妻屋根の社殿が神明造・大社造・住吉造・大鳥造・切妻造と別々に分類されている。

また、春日造は切妻妻入の正面に庇が付された形式であり、隅木入春日造は入母屋屋根の成立を前提としているが、「春日造」という一つの形式内での差異であると混同されやすい。しかし、

○切妻—妻入—正面庇

とすれば、ともに切妻・妻入型であるが、正面庇と正面庇隅木入という差異があることが理解しやすい。即ち、共通性の高い事項から低い（＝特殊性の高い）事項へと該当事項をあてはめていき、その上で「○○造」という呼称を付すことにより、特徴が明確化するのではないか。

(55) 本殿統計では加算していないが、

神明社観音堂、秋田県潟上市、昭和二七年指定、重要文化財  
方広寺菩薩堂、静岡県浜松市、昭和二九年指定、重要文化財  
長寿寺弁天堂、滋賀県湖南市、昭和二七年指定、重要文化財  
等、神社における仏堂や寺院における仏堂が神社として指定されている。

(56) 先述の通り、社殿造営時期は木材の伐採年、部材の仕様や装飾・組物の構成等の社殿自体の特徴を踏まえて、棟札・造営日誌やその他文書等の史料を総合して判断されなくてはならない。

「文化財講座 日本の建築2 古代II・中世I」、第一法規、一九七六年  
「文化財講座 日本の建築4 近世I」、第一法規、一九七六年

「文化財講座 日本の建築1 古代I」、第一法規、一九七七年

「国宝・重要文化財指定建造物目録」 文化庁 一九七八年

「角川日本地名大辞典別巻1 日本地名資料集成」、角川書店、一九九〇年

「神道事典」 國學院大學日本文化研究所、一九九四年

「都道府県指定文化財建造物目録」、財文化財建造物保存会、一九九四年

「新建築学大系2 日本建築史」、彰國社、一九九九年

「国宝・重要文化財大全」別巻、文化庁、一〇〇〇年

「近世社寺建築調査報告集成」、東洋書林、二〇〇二〇五

「北海道東北地方の近世社寺建築1 (北海道・青森・秋田)

「北海道東北地方の近世社寺建築2 (岩手・山形・宮城・福島)

「関東地方の近世社寺建築1 (茨城・栃木・群馬)

「関東地方の近世社寺建築2 (神奈川)

「関東地方の近世社寺建築3 (埼玉・千葉・東京)

「中部地方の近世社寺建築1 (新潟・富山・石川・福井)

「中部地方の近世社寺建築2 (山梨・長野)

「中部地方の近世社寺建築3 (岐阜・静岡・愛知)

「近畿地方の近世社寺建築1 (滋賀)

「近畿地方の近世社寺建築2 (京都1)

「近畿地方の近世社寺建築3 (京都2)

「近畿地方の近世社寺建築4 (京都3)

「近畿地方の近世社寺建築5 (大阪・兵庫)

「近畿地方の近世社寺建築6 (奈良)

「近畿地方の近世社寺建築7 (和歌山)

「中国地方の近世社寺建築1 (鳥取・島根・岡山)

「中国地方の近世社寺建築2 (山口)

「四国地方の近世社寺建築 (徳島・香川・愛媛・高知)

「九州地方の近世社寺建築1 (福岡・佐賀・長崎・熊本)

「九州地方の近世社寺建築2 (大分・宮崎・鹿児島・沖縄)

「神道史辞典」、吉川弘文館、二〇〇四年  
「国立歴史民俗博物館研究報告」148、国立歴史民俗博物館、二〇〇八年

「日本建築史序説」、太田博太郎、彰國社、一〇〇九年

「國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要」第2号 二〇一〇年